

平成 30 年 6 月 4 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ハ ウ ス ド ヲ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 安 藤 正 弘
(コード：3457 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 COO 堀 内 信 之
経 営 企 画 本 部 長 兼 広 報 ・ IR 部 長
(TEL. 03-5220-7230)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 30 年 6 月 4 日の取締役会決議により、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

この度、公募増資による資金調達を実施する狙いは以下となります。

- ① 「調達資金により A 種優先株式を取得及び消却し、A 種優先株式を普通株式に入れ替え優先配当の負担をなくし成長投資のための内部留保を確保するとともに、将来における優先株式の普通株式への転換による希薄化の可能性を払拭すること」
- ② 「自己資本比率の向上と A 種優先株式の取得及び消却による資本の質の向上による財務基盤の強化が、当社の金融機関に対する信用力を高め、成長ドライバーの一つであるリバースモーゲージ保証事業において、提携金融機関の拡大に資するものと考えていること」
- ③ 「調達資金をハウス・リースバック事業の物件取得資金の一部に充当することで、ストック型収益事業への資金投下を通じた企業価値の向上を図ること」

また、新株式発行と同時に当社株主を売出人とする当社株式の売出しを実施することにより、株式の分布状況の改善及び流動性の向上に資するものと考えております。

なお、今回の新株式発行及び当社株式の売出しが完了した場合には、当社は留保金課税の適用対象外となる予定であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【本資金調達背景】

当社グループは、不動産売買仲介事業を基盤とし、リフォーム（建築）、買取に加え、住宅ローン、保険にいたるまで、住まいのワンストップサービスを提供しております。「住宅情報モール」、「家・不動産買取専門店」や「サテライト店」などのお客様のニーズに対応する3つの店舗形態で直営店と不動産売買仲介のフランチャイズチェーンを構築し、平成30年4月30日現在、累計加盟契約数514店舗、累計開店店舗数433店舗を全国展開するに至っております。

当社グループは、平成31年6月期を最終年度とする中期経営計画を策定し、フランチャイズ事業、ハウス・リースバック（（注）1.）事業及び不動産金融事業等に投資し、事業ポートフォリオにおけるストック型収益事業（（注）2.）の比率を上げ、持続的な成長を可能とするビジネスモデルの構築に注力しております。

ストック型収益事業の事業環境は良好であり、更なる需要の増加も見込まれる中、当社は平成29年8月にA種優先株式30億円の発行を決議し、事業推進に必要な投資資金等の確保と自己資本比率の向上による安定した経営基盤の構築を図りました。なお、A種優先株式の発行にあたっては、企業価値を高めた段階での公募増資も選択肢として、A種優先株式の早期の現金償還が可能と見込んでおりました。

A種優先株式の発行以降、これまでのストック型収益事業の積み上げによる安定的な収益の確保に加え、ハウス・リースバック事業において平成30年3月に不動産物件を不動産ファンデに売却し、不動産金融事業において平成29年10月にリバースモーゲージ保証事業（（注）3.）を開始するなど、企業価値の向上に一定の成果を上げつつあると判断しており、このたび公募増資による資金調達を実施することを決議致しました。

- （注）1. ハウス・リースバックとは、お客様が所有されている不動産を当社が買取り、定期建物賃貸借契約（毎月家賃が発生）を締結することで、当該不動産に継続してお住みいただけるシステムです。
2. スtock型収益事業とは、当社グループの事業のうち、フランチャイズ事業、ハウス・リースバック事業、不動産金融事業を指します。
3. リバースモーゲージ保証事業とは、自宅を担保として金融機関から融資を受けることができる金融商品のリバースモーゲージにおいて、当社グループが担保評価及び債務保証を行うものです。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,190,400 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 30 年 6 月 12 日(火)から平成 30 年 6 月 15 日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 30 年 6 月 19 日(火)から平成 30 年 6 月 22 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 485,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 安藤正弘
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 30 年 6 月 20 日（水）から平成 30 年 6 月 25 日（月）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 6 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 251,300 株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 251,300 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から 251,300 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、251,300 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数（注）を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の受渡り日から平成 30 年 7 月 13 日（金）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村証券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 30 年 7 月 10 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（注）を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（注）に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

（注）当社は、平成 30 年 5 月 14 日（月）開催の取締役会において、平成 30 年 7 月 1 日（日）付で当社普通株式 1 株を 2 株に分割すること（以下「本件株式分割」という。）を決議しております。本件株式分割は、平成 30 年 6 月 30 日（土）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 30 年 6 月 29 日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式 1 株につき 2 株の割合をもって分割するものであります。上記の「オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数」及び「オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数」については、本件株式分割による影響を考慮するものとします。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資、A種優先株式の取得及び消却（（注）1.）並びに本件株式分割による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 （平成30年5月31日現在）	普通株式	8,503,000株	
	A種優先株式	300株	
	合 計	8,503,300株	
公募増資による増加株式数	普通株式	1,190,400株	
公募増資後の発行済株式総数	普通株式	9,693,400株	
	A種優先株式	300株	
	合 計	9,693,700株	
A種優先株式の取得及び消却後の発行済株式総数	普通株式	9,693,400株	
	A種優先株式	0株	（注）2.
	合 計	9,693,400株	（注）2.
本件株式分割による増加株式数	普通株式	9,693,400株	（注）3.
本件株式分割後の発行済株式総数	普通株式	19,386,800株	

（注）1. 当社は、本日の取締役会決議により、一般募集の払込及び発行の完了を条件として、当社定款第11条の6の規定に基づく当社発行のA種優先株式全部の取得及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決定しております。A種優先株式の取得及び自己株式の消却につきましては、本日公表いたしました「A種優先株式の取得（強制償還）及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

2. A種優先株式の取得及び自己株式の消却が、予定どおり平成30年6月25日（月）に行われた場合の数字であります。
3. 当社は、平成30年5月14日（月）開催の取締役会において、平成30年7月1日（日）付で本件株式分割を決議しております。本件株式分割は、平成30年6月30日（土）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成30年6月29日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式1株につき2株の割合をもって分割するものであります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資に係る手取概算額 6,141,747,520 円については、3,163,715,205 円を平成 30 年 6 月 25 日に取得及び消却を予定している A 種優先株式の取得資金に、残額を平成 31 年 6 月期にハウス・リースバック事業の物件取得資金の一部に充当する予定であります。

今回の資金調達は、A 種優先株式を取得及び消却することで、優先配当の負担をなくし成長投資のための内部留保を確保するとともに、将来における優先株式の普通株式への転換による希薄化の可能性を払拭することを目的としています。また、公募増資による財務基盤の強化により、金融機関の当社に対する与信評価の向上と金融面での更なる協力が見込まれ、リバースモーゲージ保証事業においては提携金融機関の拡大に資するものと考えております。

A 種優先株式の取得（強制償還）及び消却につきましては、本日公表いたしました「A 種優先株式の取得（強制償還）及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 前回調達資金の使途の変更

平成 27 年 2 月 20 日及び平成 27 年 3 月 9 日の取締役会において決議した公募及び第三者割当による新株式発行にかかる調達資金 490,457 千円については、子会社の株式会社ハウストゥ住宅販売における 4 店舗の新規出店に 80,000 千円（平成 28 年 6 月期：40,000 千円、平成 29 年 6 月期：40,000 千円）、新規会計システムの導入に 7,972 千円（平成 27 年 6 月期：7,972 千円）、ホームページのリニューアルと新規制作に 65,260 千円（平成 27 年 6 月期：15,260 千円、平成 28 年 6 月期：25,000 千円、平成 29 年 6 月期：25,000 千円）、残額の 337,225 千円を販売用不動産及び賃貸用不動産の取得資金に充当する予定でありました。

調達した資金については、資金使途を一部変更し、以下のとおり全額の充当が完了しております。

子会社の株式会社ハウストゥ住宅販売における 4 店舗の新規出店、店舗の改修及び移転に 10,319 千円（平成 28 年 6 月期：1,194 千円、平成 29 年 6 月期：3,687 千円、平成 30 年 6 月期：5,438 千円）、新規会計システムの導入に 7,972 千円（平成 27 年 6 月期：7,972 千円）、ホームページのリニューアルと新規制作に 65,260 千円（平成 27 年 6 月期：15,260 千円、平成 28 年 6 月期：25,000 千円、平成 29 年 6 月期：25,000 千円）、販売用不動産及び賃貸用不動産の取得資金に 337,225 千円（平成 27 年 6 月期：337,225 千円）、ハウス・リースバック事業における賃貸用不動産取得費用に 69,680 千円（平成 30 年 6 月期：69,680 千円）を充当しております。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を、上記（1）のとおり充当することにより、当社グループの中長期的な収益性の向上及び財務基盤の強化に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、持続的な成長と企業価値向上の為、財務体質の強化と事業拡大の為の内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを配当政策の基本方針としております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当社は、依然として成長過程であり、財務体質の強化も重要な課題であります。中期的には、自己資本比率30.0%を目標とし、内部留保の充実と株主への配当の実施を並行して実現していく方針であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開へ機動的に投入するとともに、経営基盤の強化に充ててまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年6月期	平成28年6月期	平成29年6月期
1株当たり連結当期純利益	48.60円	88.31円	87.02円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	35.00円 (-円)	16.00円 (-円)	20.00円 (-円)
実績連結配当性向	7.2%	18.1%	23.0%
自己資本連結当期純利益率	34.9%	41.1%	29.8%
連結純資産配当率	2.7%	7.5%	6.9%

(注) 1. 当社は平成27年7月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を、平成28年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を、それぞれ行っております。1株当たり連結当期純利益は平成27年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した数値を記載しております。なお、平成27年6月期の1株当たり配当額については、平成27年7月1日付株式分割前の株式数を基準に記載しております。

2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成27年6月期の実績連結配当性向については、期首に平成27年7月1日付及び平成28年4月1日付の株式分割が行われたと仮定して算定しております。

3. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益(又は連結当期純利益)を自己資本(連結純資産合計から新株予約権を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。

4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額(期首と期末の平均)で除した数値です。

5. 平成27年6月期の1株当たり年間配当金35.00円には、東証マザーズ上場記念配当20.00円が含まれております。

6. 平成29年6月期の1株当たり年間配当金20.00円には、東証一部市場変更記念配当3.00円が含まれております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

前記<ご参考>「2. 今回の公募増資、A種優先株式の取得及び消却、並びに本件株式分割による発行済株式総数の推移」に記載のとおり、当社は普通株式の他にA種優先株式を発行しております。A種優先株式の株主は、当社に対し、普通株式を対価としてA種優先株式を取得することを請求することが可能であります。

平成30年6月4日現在において有効な条件で当社が普通株式を対価としてA種優先株式を取得する場合、A種優先株主に交付される当社普通株式の総数は1,873,171株（本件株式分割前）となり、今回の公募増資後の発行済普通株式総数（9,693,400株）（本件株式分割前）に対する比率は19.32%となります。

なお、前記<ご参考>「2. 今回の公募増資、A種優先株式の取得及び消却、並びに本件株式分割による発行済株式総数の推移（注）1.2.」に記載のA種優先株式の取得及び消却が予定どおり行われた場合、上記の希薄化は生じません。

また、当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、その内容は次のとおりであります。なお、今回の公募増資後の発行済株式総数9,693,400株（本件株式分割前）に対する下記の交付株式残数の比率は8.33%となる見込みであります。

株主総会決議日又は取締役会決議日	新株式発行予定残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成26年5月27日	5,000株	219円	110円	自平成28年6月17日 至平成36年6月16日
平成27年9月25日	331,800株	900円	450円	自平成30年7月1日 至平成37年10月12日
平成27年9月25日	16,000株	948円	474円	自平成30年10月7日 至平成33年10月6日
平成29年9月26日	19,000株	1,839円	920円	自平成32年10月25日 至平成35年10月24日
平成29年9月26日	19,000株	1,839円	920円	自平成34年10月25日 至平成37年10月24日
平成30年1月29日	416,500株	2,776円	1,388円	自平成33年10月1日 至平成40年3月4日

（注）「新株式発行予定残数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「資本組入額」は本件株式分割前の数値であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成29年10月17日	3,000,000千円	361,387千円	379,883千円

(注) 第三者割当によるA種優先株式の発行によるもので、本増資により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ1,500,000千円増加しておりますが、同日付けで会社法第447条第3項及び第448条第3項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ1,500,000千円減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えております。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年6月期	平成28年6月期	平成29年6月期	平成30年6月期
始 値	5,300円 □1,900円	1,633円 ※1,920円	1,901円	1,708円
高 値	14,650円 □1,925円	4,240円 ※2,710円	1,911円	6,350円
安 値	3,830円 □1,551円	1,302円 ※1,582円	1,050円	1,410円
終 値	9,880円 □1,633円	3,875円 ※1,865円	1,708円	5,200円
株価収益率	16.80倍	21.12倍	19.63倍	一倍

(注) 1. 当社は平成27年3月25日に東京証券取引所マザーズに上場しましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。
 2. 株価は、平成28年12月8日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
 3. 平成30年6月期の株価については、平成30年6月1日(金)現在で表示しています。
 4. 平成27年6月期の□印は、平成27年7月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の株式分割)による権利落ち後の株価を示しております。
 5. 平成28年6月期の※印は、平成28年4月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の株式分割)による権利落ち後の株価を示しております。
 6. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
 該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である安藤正弘及び当社株主である有限会社AMCは野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。